

令和 8 年 度

阿 南 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

阿 南 市

第34号議案

令和8年度阿南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度阿南市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	上水道	簡易水道
(1) 給水戸数	30,090戸	103戸
(2) 年間総給水量	8,016,651立方メートル	12,437立方メートル
(3) 1日平均給水量	21,963立方メートル	34立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	管路更新及び耐震化事業、施設設備更新事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益		1,535,702	千円
第1項	上水道営業収益		1,384,700	千円
第2項	簡易水道営業収益		14,594	千円
第3項	上水道営業外収益		135,531	千円
第4項	簡易水道営業外収益		862	千円
第5項	上水道特別利益		10	千円
第6項	簡易水道特別利益		5	千円
		支	出	
第2款	水道事業費用		1,525,236	千円
第1項	上水道営業費用		1,302,143	千円
第2項	簡易水道営業費用		38,684	千円
第3項	上水道営業外費用		175,807	千円
第4項	簡易水道営業外費用		452	千円
第5項	上水道特別損失		3,100	千円
第6項	簡易水道特別損失		50	千円
第7項	予備費		5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額800,884,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,177,000円、当年度分損益勘定留保資金429,099,000円、過年度分損益勘定留保資金11,399,855円及び建設改良積立金262,208,145円で補てんするものとする)。

	収	入	
第3款 資本的収入			799,056 千円
第1項 企業債			550,000 千円
第2項 負担金			104,800 千円
第3項 補助金			142,950 千円
第4項 分担金			1,306 千円
	支	出	
第4款 資本的支出			1,599,940 千円
第1項 上水道建設改良費			1,136,849 千円
第2項 簡易水道建設改良費			9 千円
第4項 上水道企業債償還金			425,052 千円
第5項 簡易水道企業債償還金			18,030 千円
第9項 予備費			20,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
土木工事積算システム賃借料	令和9年度から令和13年度まで	5,640千円
水道事業ビジョン等改定業務	令和9年度から令和10年度まで	21,200千円
阿南市水道事業施設運転管理等業務	令和8年度から令和11年度まで	380,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	550,000千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入額の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款水道事業費用のうち、第1項上水道営業費用から第6項簡易水道特別損失に係る予算額に過不足額を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 190,371 千円
- (2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,662千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、35,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘